

関係事業主様

北海道労働局長登録教習機関
 登録番号 北労衛教第4号
 (公社)北海道労働基準協会連合会
 岩見沢支部
 (岩見沢労働基準協会内)

有機溶剤作業主任者技能講習のご案内

労働安全衛生法14条(安衛施行令第6条22号、有機則第19条)では、屋内作業場又はタンク、船倉若しくは抗の内部その他の厚生労働省令で定める場所(有機則第1条)において安衛施行令別表6の2(次頁参照)に掲げる有機溶剤(当該有機溶剤が5%を超えて含有する物を含む)を製造し又は取り扱う業務に係る作業については、有機溶剤作業主任者技能講習を修了した者から、有機溶剤作業主任者を選任し当該作業に従事する労働者の指揮その他厚生労働省令で定める事項を行わせなければならないとされています。

つきましては、標題の技能講習を下記の要領で開催いたしますので、関係者の受講方ご案内いたします。

次の特定化学物質の取扱業務については、有機溶剤作業主任者技能講習修了者から、特定化学物質作業主任者を選任しなければなりません



エチルベンゼン等(塗装業務)
 一・二-ジクロロプロパン(洗浄・払拭業務)
 クロロホルム(有機溶剤業務)
 四塩化炭素(有機溶剤業務)
 1・4-ジオキサン(有機溶剤業務)
 1・2-ジクロロエタン(有機溶剤業務)
 ジクロロメタン(有機溶剤業務)
 スチレン(有機溶剤業務)
 1・1・2・2-テトラクロロエタン(有機溶剤業務)
 テトラクロロエチレン(有機溶剤業務)

1 講習日時及び講習時間

※ 講習科目の順序は変更の場合があります。

実施日(曜日)	時間	科目(講習内容)	時間数
令和 4年 6月 1日 (水)	8時50分~16時35分 (休憩時間含)	作業環境の改善方法に関する知識	4時間
		保護具に関する知識	2時間
令和 4年 6月 2日 (木)	9時00分~17時10分 (休憩時間含)	有機溶剤による健康障害及びその予防措置に関する知識	4時間
		関係法令	2時間
		学科修了試験	1時間

※修了試験を行い、合格者に修了証を後日交付します。

2 講習会場

イベントホール赤れんが (岩見沢市有明町南1番地7)

3 講習料

14,080円(消費税込み)

内訳:受講料12,100円、テキスト代1,980円

4 使用するテキスト

有機溶剤作業主任者テキスト(第6版)

5 申込み要領

受講申込書に、講習料、写真2枚を添えて、協会窓口を持参または現金書留でお申し込み下さい。(※振込み希望の場合は、ご連絡下さい)

6 写真について

写真2枚(30ミリ×24ミリ)

背景無地、上半身無帽で最近6か月以内に撮影したもの
 (※デジタル写真はフォト専用紙に印刷したものに限り)



7 受付開始

令和 4年 4月 1日(ただし、定員23名に達し次第締め切ります)

※会員事業場は、電話で先行予約可能

8 受講取り消

受講取り消しの場合、講習初日の前々日営業日までに申し出た場合は、返金に要する費用を除き返還いたします。

9 遅刻者については、講義開始後の入室はみとめませんので、ご注意願います。

〒068-0021 岩見沢市1条西2丁目 岩専会館3階
 岩見沢労働基準協会内
 公益社団法人北海道労働基準協会連合会岩見沢支部
 申込み・問合せ先 TEL 0126-24-3087 FAX 0126-24-2770

※なお、緊急事態宣言などの発令の場合は中止する事もありますので、予めご了承下さい。



別表第六の二 有機溶剤(第六条、第二十一条、第二十二条関係)

- | | |
|---|---|
| 一 アセトン | 二十八 一・二-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン) |
| 二 イソブチルアルコール | ※二十九 ジクロロメタン(別名二塩化メチレン) |
| 三 イソプロピルアルコール | 三十 N・N-ジメチルホルムアミド |
| 四 イソペンチルアルコール
(別名イソアミルアルコール) | ※三十一 スチレン |
| 五 エチルエーテル | ※三十二 一・一・二・二-テトラクロロエタン
(別名四塩化アセチレン) |
| 六 エチレングリコールモノエチルエーテル
(別名セロソルブ) | ※三十三 テトラクロロエチレン(別名パークロロエチレン) |
| 七 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート
(別名セロソルブアセテート) | 三十四 テトラヒドロフラン |
| 八 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル
(別名ブチルセロソルブ) | 三十五 一・一・一-トリクロロエタン |
| 九 エチレングリコールモノメチルエーテル
(別名メチルセロソルブ) | ※三十六 トリクロロエチレン |
| 十 オルト-ジクロロベンゼン | 三十七 トルエン |
| 十一 キシレン | 三十八 二硫化炭素 |
| 十二 クレゾール | 三十九 ノルマルヘキサン |
| 十三 クロロベンゼン | 四十 一-ブタノール |
| ※十四 クロロホルム | 四十一 二-ブタノール |
| 十五 酢酸イソブチル | 四十二 メタノール |
| 十六 酢酸イソプロピル | ※四十三 メチルイソブチルケトン |
| 十七 酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル) | 四十四 メチルエチルケトン |
| 十八 酢酸エチル | 四十五 メチルシクロヘキサノール |
| 十九 酢酸ノルマルブチル | 四十六 メチルシクロヘキサノン |
| 二十 酢酸ノルマルプロピル | 四十七 メチルノルマルブチルケトン |
| 二十一 酢酸ノルマルペンチル(別名酢酸ノルマルアミル) | 四十八 ガソリン |
| 二十二 酢酸メチル | 四十九 コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。) |
| ※二十三 四塩化炭素 | 五十 石油エーテル |
| 二十四 シクロヘキサノール | 五十一 石油ナフサ |
| 二十五 シクロヘキサノン | 五十二 石油ベンジン |
| ※二十六 一・四-ジオキサン | 五十三 テレピン油 |
| ※二十七 一・二-ジクロロエタン(別名二塩化エチレン) | 五十四 ミネラルスピリット
(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターベンを含む。) |
| | 五十五 前各号に掲げる物のみから成る混合物 |

特定化学物質障害予防規則等が改正され、表の※印の10物質は有機溶剤から特定化学物質へ移行し、発がん性を踏まえた措置が義務づけられます(平成26年11月1日施行、一部経過措置あり)

※ 有機溶剤作業主任者を修了して5年以上の方は、再教育を受ける努力義務が定められています。